

平成 27 年度

監 査 結 果 報 告

(財政援助団体等監査)

平成 28 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員

1 監査の対象

平成 27 年度定期監査においては、本庁 2 課、西城支所 3 室及び比和支所 1 室並びに地方公営企業 1 課、1 室及び 1 局を対象に監査を実施したものであるが、これに関連して次に掲げる団体を対象に、財政援助団体等監査を実施した。

自治振興区振興交付金交付団体については、平成 26 年度に執行された交付金に係る出納その他の事務を対象に監査を実施した。

また、公の施設の管理団体については、公の施設の管理に係る出納その他の事務を対象に監査を実施した。

(1) 自治振興区振興交付金交付団体（所管部署：西城支所総務室）

交付団体	交付金額	
	振興交付金	特別振興交付金
西城自治振興区	12,876,492 円	7,438,120 円
八銚自治振興区	2,942,508 円	5,043,770 円

(2) 公の施設の管理団体（所管部署：比和支所産業建設室）

指 定 管 理 者：株式会社庄原ヒルズ・コーポレーション

指定管理施設：庄原市自然とやすらぎの里宿泊研修施設（かさべるで）
庄原市比和コテージ施設

指 定 管 理 料：10,411,133 円

2 監査の期間

平成 27 年 12 月 18 日から平成 28 年 2 月 29 日まで

3 監査の目的及び方法等

団体の事務並びに団体を所管する部署の事務が、関係法規、経理規程等に基づき適正に執行されているか、交付金は目的、交付条件等に基づき適正に執行されているか、公の施設の管理は基本協定、年度協定等に基づき適正に執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、団体及び所管する部署から提出された関係書類を監査し、平成 28 年 2 月 24 日に団体事務所において関係者からの聴取により実施した。

4 監査の結果

団体の事務並びに団体を所管する部署の事務は概ね適正に行われているが、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりであるので、団体を所管する部署は、団体への指導等の適切な措置を講じるとともに、団体においては指導等に応じた適切な措置を講じられたい。事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略した。

(1) 自治振興区振興交付金交付団体

[西城自治振興区・八銚自治振興区]（所管部署：西城支所総務室）

自治振興区振興交付金は、活力ある地域づくりを自主的、総合的に推進する自治振興区の運営を支援し、住民自治システムの確立を推進するため交付するものである。

平成 26 年度に市から交付された交付金については、その目的に沿って効果的に活用され、出納その他の事務についても、会長の決裁を受けるなど複数人で確認されており、おおむね適正に処理されているものと認めた。

ア 特別振興交付金について（所管部署に対するもの）

統括職員及び事務職員の人件費は、特別振興交付金として交付されているが、団体からの交付申請の時期も影響し、年度当初に交付がないため、それまでの間の人件費は、他会計からの一時借入により支払われている。4月の人件費が支払われるまでに交付されるよう検討されたい。

なお、財政援助団体等監査で対象とした2自治振興区について、個別の特記事項はない。

(2) 公の施設の管理団体

[株式会社庄原ヒルズ・コーポレーション]

（所管部署：比和支所産業建設室）

自然とやすらぎの里宿泊研修施設（かさべるで）は、地域資源を活用した憩い、ふれあい、交流の場を提供する観光交流施設で、比和コテージ施設は、住民に憩いの場を提供し、自然環境を活用した交流を促進する屋外宿泊施設である。

ア 利用料金について（所管部署及び団体に対するもの）

事前に市の承諾を受けた額で、公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることになっている。承認を受けた額と異なる件が見受けられたので留意されたい。

イ 行政財産の使用許可について（所管部署及び団体に対するもの）

行政財産の使用許可が見受けられないものがあつた。適時適正に手続きを行われたい。